

第56回岡山県人権政策審議会(事前質問)

資料NO. 4

資料No. 1 行政説明

	項目 番号	頁	質 問	担当課	回 答
①	2	4	【現状と課題】の項目において、「課題」に関する説明が見受けられませんが、人権啓発の推進という観点からもし課題があるのであれば明記された方が良いように思われます。現状では「課題はなし」という認識ということでしょうか？	人権・男女共同参画課	「項目2 人権啓発の推進」は、「項目1 人権施策の推進」の啓発事業について、内容を詳細に説明したものであり、「課題」も項目1の再掲となることから、重複を避け省略したものです。 いただきましたご意見を踏まえ、記載する方が分かりやすいと考えられることから、今後は記載することとします。
②	2	4	【今後の取組方針】の末尾において、「積極的に新しい人権課題にも取り組む。」とありますが、ここに言う「新しい人権課題」とはどのような課題を想定されているのでしょうか？ 多種多様な課題やテーマが考えられると思いますが、県（人権・男女共同参画課）として優先して取り組みを予定している課題やテーマがあればご教示ください。	人権・男女共同参画課	人権・男女共同参画課としましては、現時点では新しい人権課題の一つとして多様な性「LGBTQ」に関する課題を想定しております。本年度実施する県民意識調査の結果や人権政策審議会におけるご意見等を踏まえながら、県として様々な人権課題に対して、適切に対応してまいりたいと存じます。
③	2	4	人権・男女共同参画課のHPに、「多様な性LGBTQ」・「性の多様性を理解するための職員ガイドブック」の二つが直近（R6年3月）でアップされていますが、私の目では説明資料に記述が確認できませんでした。せっかくですから周知を兼ねて説明されたらどうかと思います。	人権・男女共同参画課	多様な性に関する理解や認識を深めることを目的に、県民向けのパンフレット及び県職員向けガイドブックを次のとおりを作成しましたので、ご提案のとおり、審議会にて紹介します。 ○「多様な性LGBTQ」（令和6年3月発行） 内 容：多様な性に関する基礎知識のほか、当事者が直面する様々な困難、知らず知らずのうちに相手を傷つけている言葉、相談窓口などを掲載した県民向けパンフレット 配布先：県内市町村、人権情報コーナー（県内200箇所） （研修等実施のため配付を希望される場合、提供可） ○「性の多様性を理解するための職員ガイドブック」（令和6年3月作成。データのみ） 内 容：県職員が多様な性のあり方について理解を深め、状況に応じて適切に対応ができるよう、また、当事者である職員が安心して働ける職場づくりを進めていくための県職員向けガイドブック 活用状況：県職員向けの人権研修において研修資料として活用予定 （民間企業等にも活用いただけます。） なお、本パンフレット及びガイドブックの作成にあたり、岡山大学学術研究院保健学域教授 中塚 幹也 先生に監修をお願いしました。 データは県ホームページに掲載していますのでご覧ください。 ・掲載場所：トップページ>組織でさがす>県民生活部>人権・男女共同参画課>LGBTQ／SOGIへの理解を深めましょう https://www.pref.okayama.jp/page/481606.html
④	2	4	「現在の対応策・啓発活動の実施の3の(2)人権スポーツふれあい教室」に、「『思いやりの大切さ』などを伝える」とありますが、「人権に関する県民意識調査票」の問1には「基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されている」とあります。「思いやり」等の道徳的心情の育成も大切ではありますが、人権の基本は憲法で保障されている権利（裏返せば守るべき義務）ということを、スポーツ・ふれあいを通じて体感する行事ではないのでしょうか？ 例えば、運動が上手な人も下手な人も、そのスポーツをするにあたって障害がある人もない人も、みんな、そのスポーツで楽しむ権利があり、そのためにこんなルールがあるとか、こんなローカルルールを今日は適用しようとか。あるいは、こんな課題を解決するために話し合い、こんな合意をしたうえでその競技が発展してきたとか、。。 その競技その競技で人権に配慮してきた歴史と現状を体感できるような行事であってほしいです。	人権・男女共同参画課	当該事業は、人権スポーツ教室の開催を通じて、こどもたちがフェアプレー精神と人権尊重の気持ちを学び、人権についての理解を深めることを目的に、県が法務省からの人権啓発地方委託事業として、市町村、人権啓発活動ネットワーク協議会と協力・連携し実施しているものです。いただきましたご意見も踏まえ、引き続き、人権スポーツ教室を通じて、こどもたちが憲法で保障されている権利についての理解を深めることができるよう事業に取り組んでまいりたいと存じます。 なお、今年度、協力いただいているスポーツチームは次のとおりです。 岡山シーガルズ、岡山湯郷ベル、吉備国際大学Charme岡山高梁、GROP SINCERITE WORLD-AC（グロップサンセリテワールドアスリートクラブ）、ファジアーノ岡山

第56回岡山県人権政策審議会(事前質問)

資料NO. 4

資料No. 1 行政説明

項目 番号	頁	質 問	担当課	回 答
⑤	10	18	指導監査課	・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳の保持にとって虐待を防止することは極めて重要であると認識しています。 ・これまで高齢者虐待防止法等に基づき、高齢者施設の管理者等を対象に虐待防止に向けた研修を行ってきたところであり、今年度も2回の実施を予定しています。 ・また、施設への指導等の際には、虐待防止対策委員会や虐待防止担当者の設置、職員向け研修の実施といった虐待防止の取組の状況を重点的に確認しており、これらの取組は今年度から条例により義務化したところ です。 ・併せて全施設を対象とした集団指導の機会等を通じ、発生防止・早期通報など法の趣旨の周知を図っています。 ・さらに市町村等の担当職員を対象に虐待通報を受けた際の対応等の研修も実施しているところです。 ・虐待を理由とする、他県・市町村等による行政処分が公表された際には、すべての施設等に対し情報提供を行うとともに、虐待防止の徹底とサービスの適正な運営の確保を指導していきます。 ・こうした取組を通じて、引き続き高齢者虐待の防止に注力するとともに、虐待を確認した場合には厳正に対応してまいります。 ※参考（令和6年度高齢者虐待防止研修） 日程：令和6年10月・令和7年2月（2回実施予定） 対象：施設管理者（各回100名 計200名） 内容：「高齢者虐待防止の基礎」 「高齢者虐待防止に向けた計画づくり」 講師：（公）岡山県社会福祉士会（委託）

資料No. 2 人権問題に関する県民意識調査票

問 番号	頁	質 問	担当課	回 答
①	4	2	人権・男女共同参画課	第1回県民意識調査の内容について検討した人権政策審議会において、「人権が侵害されたと思ったことがあるか」という設問以外に、他者の人権尊重という観点から「他人の人権を守っているか」との設問が必要とされ、当該設問が設けられております。 該当する状況としては、自分の過去の経験や知識、思い込みなどから、知らず知らずのうちに他人の人権を侵害していたかもしれないと本人が認識されている場合を想定しております。
②	5	3	人権・男女共同参画課	設問5は、主として現行の人権政策推進指針に掲げる「女性」「子ども」などの人権課題について、県民がどの問題が重要だと考えているのか、調査時点における県民意識を尋ねる設問と考えております。そのため、選択肢の表現は、原則、人権政策推進指針から引用しております。 今回いただいたご意見を踏まえ、設問に補足を入れる案を提示させていただきますので、設問につきご協議いただきたいと存じます。 事前提示案（R6.4.25） 「あなたは現在、何が人権問題として重要だと思いますか。（✓はいくつでも）」 今回提示案（R6.5.30） 「あなたは現在、何が人権問題として重要だと思いますか。第5次岡山県人権政策推進指針も参考にご回答ください。（✓はいくつでも）」 ・掲載場所：トップページ>組織でさがす>県民生活部>人権・男女共同参画課>第5次岡山県人権政策推進指針 https://www.pref.okayama.jp/page/708311.html

第56回岡山県人権政策審議会(事前質問)

資料NO. 4

資料No. 1 行政説明

項目 番号	頁	質 問	担当課	回 答
③	28	18	人権・男女共 同参画課	内閣府の「人権擁護に関する世論調査」を参考として設定した選択肢となっていますが、今回いただいたご意見を踏まえ、新たな案を提示させていただきますので、設問につきご協議いただきたいと存じます。 事前提示案（R6.4.25） 8 高齢者・障害のある人の疑似体験（車いすやアイマスク等の体験） 9 高齢者・障害のある人等との交流会 今回提示案（R6.5.30） 8 疑似体験（高齢者・障害のある人等） 9 多様な立場の人が参加できる交流会
④			人権・男女共 同参画課	前回の審議会において、内閣府の「人権擁護に関する世論調査」等を参考に下記当初案をお示したところ、審議会において、「現在」の方が誤解なく、回答者が回答しやすいとのご判断いただいたことから、事前提示案の表現としております。 今回いただいたご意見を踏まえ、新たな案を提示させていただきますので、設問につきご協議いただきたいと存じます。 元年度調査設問 「あなたは、〇〇に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。あなたが、見たり、聞いたり、体験したりしたことを次の中からあげてください。」 当初案（R6.2.20） 「あなたが、<u>最近</u>、〇〇に関し、直接、体験したことや、身の回りで見聞きした人権問題はどのようなことですか。」 事前提示案（R6.4.25） 「あなたが、<u>現在</u>、〇〇に関し、直接、体験したことや、身の回りで見聞きした人権問題はどのようなことですか。」 今回提示案（R6.5.30） 「あなたが、〇〇に関し（に関する事柄で）、直接、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、現在、人権問題だと思うことはどのようなことですか。」
⑤	14	9	人権・男女共 同参画課	修正いたしました。